

## 馬淵澄夫 国土交通大臣に聞く

——検討会では、質の高い建築を求めて  
 適判制度の緩和を求める建設業界側の  
 委員と、欠陥住宅を例に消費者保護  
 の観点から、規制強化を求める消費者  
 側の委員とで、意見が相反しました。そ  
 もそも、質の良い建築と欠陥住宅を同じ  
 土俵で議論しているのは、方向性は定まら  
 ない。検討会の結果を踏まえて、今後の  
 方向性について教えてください。

馬淵 2007年の基準法改正で確認  
 申請の厳格化によって建築界のみ  
 ならず日本経済に大混乱を招いた  
 ことへの反省はあっても、だからと  
 いて性急な改正はリスクが高い  
 ため、2010年は副大臣の立場とし

て、運用改善の見直しとともに、確認  
 申請の遅れの実態を把握するために、  
 検討会を立ち上げました。

検討会は11回に及びましたが、委員  
 の方々の意見が平行線をたどり、法改  
 正に向けて明確なコンセンサスが得ら  
 れたとは言いがたい。しかし、逆に言  
 えば、忌憚のない意見を出し合ったこ  
 とで、建築基準法そのものの難しさが  
 浮き彫りにできたことは意味があつた  
 と思います。検討会の最後、深尾座長  
 が「基準法は適宜見直しが必要だ」と発

言されたことは、まさしく正鵠を得たも  
 ので、つまり、基準法のみならず、現行の建築法体系で  
 改正を行うことは限界があることを示されていました。

検討会の結果を踏まえて、今後は、更なる運用改善  
 を行う一方、抜本的な建築関連法の法体系の見直しお  
 よび、建築基本法制定を同時に整備していきます。

建築基準法は、戦後の焼け野原の状態で、大量の住宅  
 を供給することを目的にした法律であって、最低基  
 準でしかない。住宅が半永久的に使い続けられるため  
 には、遅きに失する感はあるけれども、建築基本法を上位概念  
 において、建築基準法、建築土法の抜本の見直しな  
 くしてできない。今後、人口減少社会を迎え、減築も含  
 めて、開発一辺倒ではないまちづくりを考えていくため  
 にも、基本法制定は極めて重要となります。

——個人的に医療問題取材していますが、医療界では、医  
 療安全を進めるにあたって、エビデンス(調査研究)に基づいて、

病院同士が改善事例を出し合うことで、  
 改善を図っている。「過ちは人の常、許  
 すは神の業」というキリスト教の教えが  
 あります。医療安全の取り組みは、人は  
 エラーしてしまうのでそれを責めるので  
 はなく、工夫によってエラーをなくして  
 いくという姿勢です。失敗学でも小さ  
 な過ちを顕在化させて大きな事故に結  
 びつけない工夫が大切であると言っ  
 ています。欠陥建築の撲滅には、罰則強化  
 よりも、技術の競い合いや改善事例の学  
 習の方が効果的です。医療事故をなくす  
 ために航空業界の危機管理の手法を導  
 入した例に倣い、建築業界も他の分野  
 の手法から学ばませんか。

馬淵 私も現行法以上の厳罰化は  
 難しいという認識です。質の高い建  
 築を目指すような環境が必要でし  
 ょう。建築業界から政治力で建築基  
 本法制定を求める声が高まってき  
 ますが、建築業界も自ら襟を正し  
 てほしいと思っています。建築基準  
 法の改正においてもそうでしたが、  
 建築業界の方がそれぞれ相反する  
 意見を主張し合っているのは国民の  
 理解は得られません。建築業界内  
 部で一丸となって建築基本法を集  
 約できるくらいに議論していただき

たいと思います。  
 ——建築基本法の法案提出は超党派による議員立法とう  
 い選択肢もあるのでしょうか。

馬淵 以前の経緯から個人的には議員立法でも構いま  
 せんが、いずれにしても法体系を見直すのは大変な作  
 業ですので、国土交通省が肝を据えて取り組まなけれ  
 ばできません。内閣法なのか、それとも議員立法なのか  
 に対する方法の議論はあっても、建築基本法の旗を振  
 るのは国土交通省です！

2011年を夢のある年に  
 ——民主党代表選  
 菅氏も小沢氏もI  
 have a dream」とキング牧師の言葉を引用しましたが、政府  
 は具体的に夢の内容を提示していない。建築業界としても、  
 明るいい通しを政府に期待している。国土交通省としては建  
 築基本法制定がその夢になりうるのではないのでしょうか。

馬淵 もちろんです。年明けに建築基本法及び、建築  
 基準法、建築土法見直しの骨子を発表します。ある程  
 度の期間は必要となりますが、10年も待てませんので、  
 5年あるいはもっと早く、建築基本法をベースに建築基  
 準法、建築土法の見直し、さらに瑕疵担保履行法、品  
 確法へと着手していきます。が、悩ましいのは都市計画  
 法でしょう。地域主権にもかかわり、国土交通省だけで  
 は見直しできません。

2011年に、UIA大会(世界建築会議)が東京で開かれま  
 すが、建築関係者の方々から、2011年を契機に質の高  
 い建築・まちづくりができる体制づくりを期待されてい  
 ます。私も同じ思いであって、建築のみならず、国土交  
 通省が管轄するすべての業務において、社会資本整備

のあるべき姿を明確に示し、年明け  
 には重点計画の骨子を提示します。

マイナス成長、少子高齢社会を  
 迎えた今、河川道路事業のみなら  
 ず、日々の暮らしに直結するイン  
 フラ整備とそれに融合する交通体系  
 が必要であり、社会資本整備重点  
 計画同様に交通基本法計画も定め  
 ていきます。以前は、建設省、運輸  
 省がそれぞれ独自に計画がつくら  
 れ、予算措置がなされていたため  
 に、日本各地に不必要な道路がつく  
 られ、必要なところに交通計画がさ  
 れていませんでした。2011年は国  
 土交通省創立10周年を迎えるのを  
 契機に建築基本法と交通基本法を  
 一対に国民の生活に直結した真の  
 社会資本整備にいよいよ踏み出し  
 ていきます。

——最近、各地で住民自治条例やまち  
 づくり条例がつくられ、地域住民がま  
 ちづくりに参加する土壌が整いつつあ  
 ります。都市計画や集団規定の地方へ  
 の移管もありうと思います。

馬淵 民間で提案されている建築  
 基本法試案では、まちづくりの取り  
 決めは各自治体に委ねることを謳っ  
 ている表現もありますから、地域主  
 権と深く関わってきます。地域主権  
 を進めるためには、財源と権限の委  
 譲が必要となります。まちづくりの  
 ような長期的なプロジェクトを各自  
 治体で取り組んでいくには、人材の  
 問題がもっとも大きく、都市計画法  
 を含めて、自治体だけでは対応す  
 ることはすぐにはできないでしょう。  
 地域主権を否定しませんが、都市計  
 画においては、現実的には暫定的に  
 国が財源も出し、アドバイスを行う  
 方がよいと思っています。

私は建築基本法の骨子ができれ  
 ば、地域主権のあり方に関して、自  
 治体の広域連合をつくるとか、その  
 先行例として特区をつくり試行して  
 いくという発想も今後議論になると  
 思います。いずれにしても、方法論  
 のプロセスも重要ですが、建築基

本法の基本的な考え方が定まれば、  
 丁寧に話していけば大きな問題に  
 ならないと思っています。

——今は新設着工数の減少で、職人  
 の技術および技能の衰退が危機的状  
 態です。建築基本法をテコに建築業界  
 の景気浮揚を望みたいのですがいか  
 がでしょうか。

馬淵 国内における建設市場は公  
 共事業が減り、かつてのような右肩  
 上がりは望めない。しかし、向こ  
 う5年の社会資本整備計画を出しま  
 すが、公共事業の一定のパイはあり  
 ます。その際、地域におけるゼネコ  
 ンあるいは建設産業に対するきめ  
 細やかな再分配機能の構築が極め  
 て重要になってきます。

地域の建設業界の役割は大きく、  
 絶対になくしてはならない。なぜな  
 ら建設業は災害・防災対策、地域  
 コミュニティーの担い手でもあり、  
 2010年4月に発生が確認された宮  
 崎の口蹄疫問題は、約29万頭の家  
 畜の処分・運搬などの一切を地元の  
 建設業者が行いました。

旧建設省は大手ゼネコンへの分  
 配供給が過剰であることを承知し  
 ながらも、地方の建設業界への再  
 分配を行わず、業界内にその解決  
 を求めてきました。かつてのように  
 業界に依存しているのは、解決は一  
 向に見えません。再分配機能も大き  
 な議論になると思いますので、これ  
 も逃げずに建設産業、地方ゼネコ  
 ンのあり方を打ち出していきます。

2008年の政権交代によって、  
 2010年に建築基準法の運用改善が  
 行われました。これからは建築基本  
 法をベースに建築関連法規全体を  
 見直していきます。2011年は国土  
 交通省創設10周年にもあたります  
 ので、建築基本法と交通基本法を  
 一対に国民の生活に直結した社会  
 資本整備に不退転の決意で一日一  
 日取り組んでいきたいと思いま



# 建築基本法制定と 建築関連法規の抜本の見直し 2011年基本骨子、5年以内に整備

昨年3月、前原誠司前国土交通相の指示で発足した「建築基準法の見直しに関する検討会(以下検討会)」(座長:深尾精一首都大学東京教授)は、構造計算適合性判定制度の対象範囲の縮小、確認審査の法定期間の短縮、違反行為に対する罰則の引き上げを中心に、法改正の方向性について検討を始めたが、意見がまとまらず、10月19日をもって散会した。

しかし、今後の課題として、実務者による技術検討委員会の設置および基準法の抜本の見直しについてのロードマップ作成の2点が示された。

昨年11月、国土交通副大臣から大臣に就任した馬淵氏は、かねてより建築基本法制定および建築関連法規の見直しの必要性をライフワークの一つとして訴えてきただけに、大臣の政治判断に注目が集まっている。

インタビュー:江原幸彦 | 木の建築事務所主宰・一級建築士

